国保医療課からのお知らせ

国民健康保険税の納税通知書を送ります

平成25年度（平成25年4月分～平成26年3月分）の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に納税義務者である世帯主あてに送ります。納期は下記のように7月末～2月末までの年8回です。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日

※特別徴収（年金天引き）対象の人は、年金月に年金から天引きします。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「認定証」）とは、医療費が高額になった場合、この認定証を提示することにより窓口での支払いが自己負担限度額までにとどめられるものです。ただし、食事代、差額ベッド代等は除きます。また、非課税世帯の人は食事代が減額されます。

現在お持ちの認定証は7月末で有効期限が切れます。国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、下表をご確認ください。

<table>
<tr><td rowspan="4">国民健康保険</td><td>証名</td><td colspan="2">限度額適用認定証</td><td colspan="2">限度額適用・標準負担額減額認定証</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象</td><td>70歳未満</td><td>国民健康保険税の滞納がない人</td><td rowspan="2">共通</td><td rowspan="2">同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が住民税非課税の人
※国民健康保険税の滞納がないこと</td></tr>
<tr><td>70歳以上</td><td>高齢受給者証で適用
※特に申請は必要ありません。</td></tr>
<tr><td>更新・申請</td><td colspan="4">■認定証を更新する人
8月30日（金）までに、印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。
■新規に交付を希望する人
医療機関にかかる予定月の末日までに、印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。</td></tr>
</table>

▶問合せ　国保年金係（☎95-0123）

<table>
<tr><td rowspan="3">後期高齢者医療制度</td><td>証名</td><td>限度額適用・標準負担額減額認定証</td></tr>
<tr><td>対象</td><td>75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人で、同じ世帯の人全員が市民税非課税、または免除されている被保険者の人</td></tr>
<tr><td>更新・申請</td><td>■7月31日有効期限の認定証をお持ちの人
所得状況を確認し、8月1日以降も該当する場合は、新しい認定証を7月末日までに郵送します。改めて申請をしていただく必要はありません。古い認定証はハサミなどで切り、使用できないようにして破棄してください。
■新規に交付を希望する人
印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。</td></tr>
</table>

▶問合せ　医療係（☎95-0151）

特定世帯への軽減措置が延長されます

国民健康保険に加入されていた人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯の国保被保険者が1人だけとなった世帯を「特定世帯」といいます。これまで特定世帯については、国民健康保険税の平等割額を5年間は2分の1軽減しています。今回の措置延長により5年経過後の3年間は、平等割額が4分の1軽減されます。

事例：夫が後期高齢者医療に移行し、妻が国保単身世帯になる場合

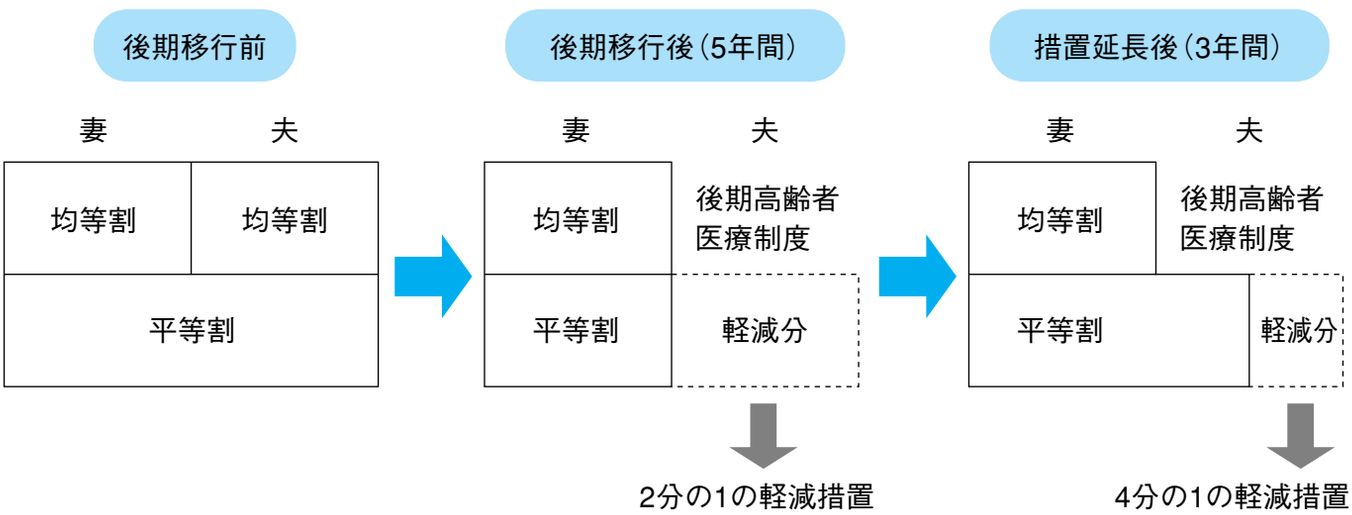

保険証は正しくお使いください

職場の健康保険に加入した、あるいは他市町村に転出したなど、知立市の国保の資格が無くなった人は、国民健康保険証を使用しないでください。市の保険証で医療機関に受診した場合、いったん市が医療費の給付分を医療機関に支払うことになりますが、その医療費は本来市が負担すべきものではないので、加入者（世帯主）に返還請求します。

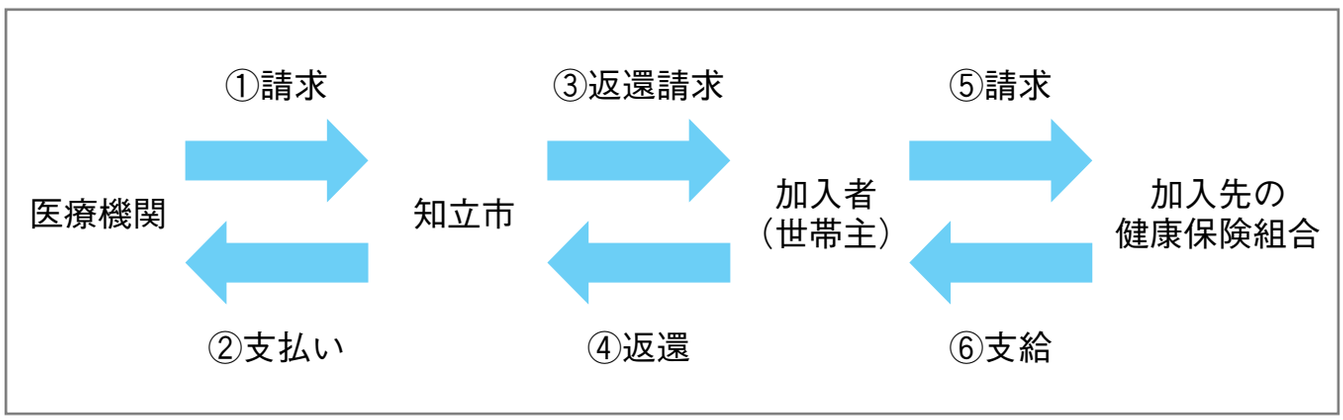

※受診日に職場の健康保険に加入している場合

職場の健康保険に加入しているにもかかわらず、やむなく国保の保険証を使ってしまったときは、市に医療費を返還してから加入先の健康保険組合に請求し直してください。

▶問合せ　国保年金係（☎95-0123）